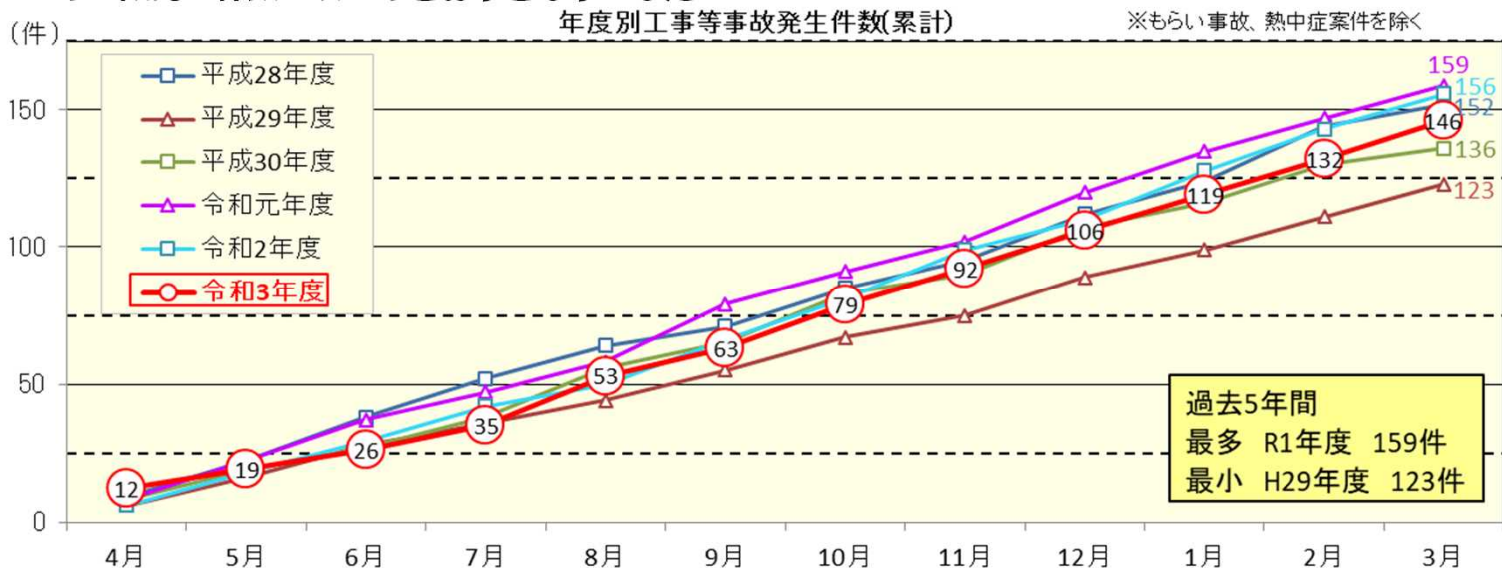


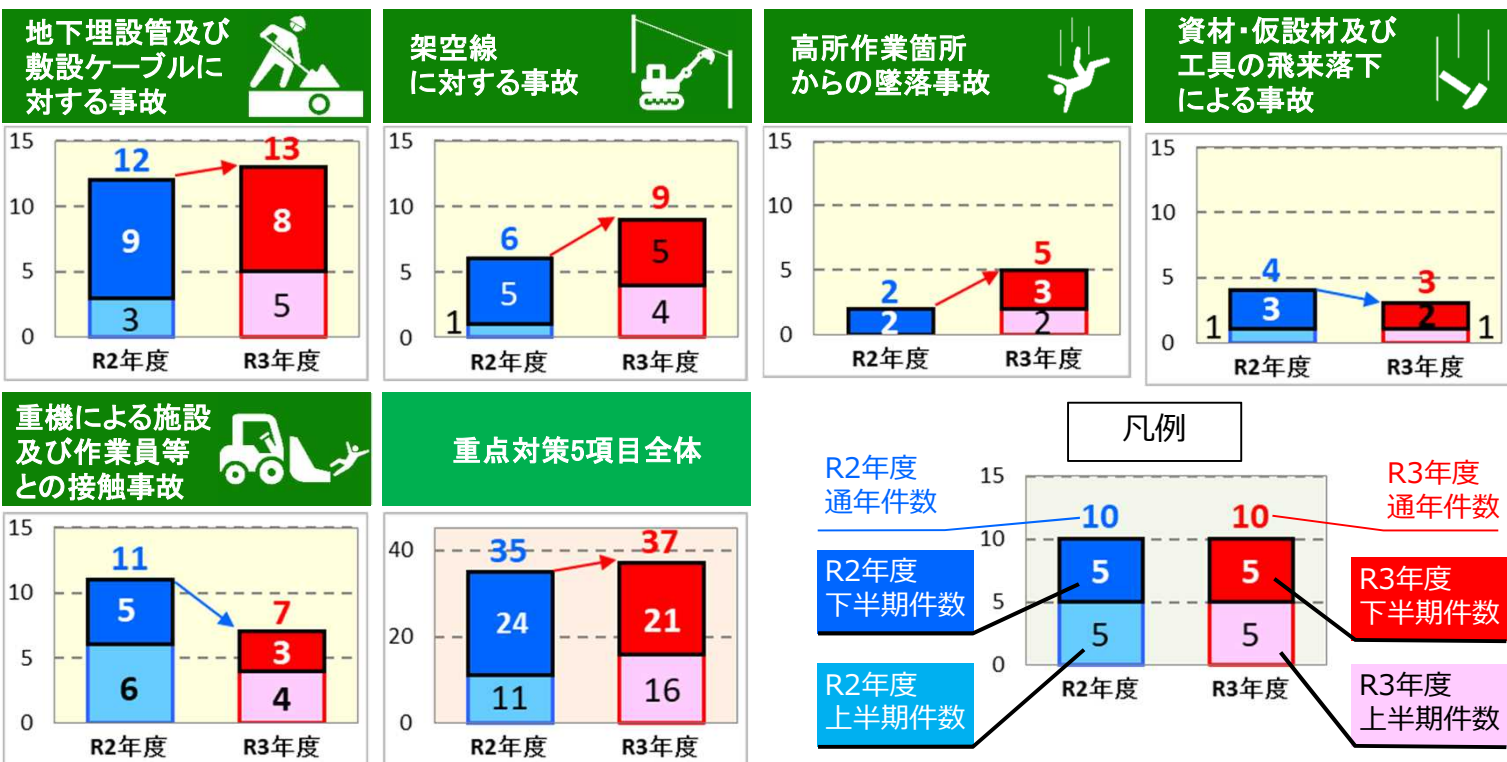
令和3年度 直轄工事等事故の発生件数

令和3年度における近畿地方整備局管内の直轄工事等の事故発生件数、工事等事故防止重点対策5項目の事故発生件数は以下のとおりとなりました。



令和3年度は上半期に多数の事故が発生し、過去5か年で最多だった令和元年度と並び3年連続の最多記録が危惧されましたが、過去5年間（平成28年～令和2年度）で4番目の件数で終わりました。しかし2件の死亡事故や重機の転倒、重機と一般車両との接触等重大事故が多数発生しました。

令和3年度工事等事故防止重点対策5項目の発生件数



昨年度に比べ、架空線事故及び高所墜落事故が多く発生し、地下埋設事故は高い件数のまま横ばいでした。飛来落下事故や重機接触事故は減少したものの、重機接触事故は依然として多い件数でした。

地下埋設物事故や架空線事故は社会に与える影響が大きく、高所墜落事故、飛来落下事故、重機接触事故は人命が失われかねない事故です。来年度こそは重点対策の全ての項目の事故が減少するよう、関係者一丸となって事故防止に取り組みましょう。

作業の危険箇所を日々見直し、事故ゼロを目指しましょう！

令和4年度の事故防止重点対策項目を決定！

近畿地方整備局では、管内の発注工事や現場作業を伴う業務において、公衆へ大きな影響をおよぼす恐れのある事故やひとたび発生すると重大な事故に繋がる恐れのある事故を「工事等事故防止重点対策項目」と位置付け、重点的に事故防止に取り組んでいます。

令和4年度は引き続き下記5項目を重点対策項目に決めました。関係者一丸となって事故防止に取り組みましょう。



①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

資料による事前調査、埋設物管理者との立会、試掘を徹底！



②架空線に対する事故

架空線の種類・位置・高さの周知を徹底！
現場でも位置の明示、注意喚起を徹底！



③高所作業箇所からの墜落事故

※高所作業とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業
どんな作業でも高所では必ず墜落防止器具を着用使用！



④重機による施設及び作業員等との接触事故

※施設とは公共施設及び第三者施設をいう（架空線は②に含む）。
※重機の転倒を含む。

重機は定められた手順・計画に従って作業！



⑤資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

※壁等の倒壊による上方からの落下を含む
※強風による資材などの飛散を含む
※UAVの落下を含む

危険に対する“慣れ”は危険。初心を忘れない！

重点対策項目については過去幾度となく事故防止対策の徹底を呼び掛けていますが、令和3年度においても多くの事故が発生しました。

現場条件、工事内容等に即した作業計画を立てるとともに、必要な防護措置を講じ、作業時の注意事項について作業員に周知徹底して事故を防止しましょう。

近畿地方整備局のホームページでは工事等事故防止のための安全教育資料を公開しています。現場での安全教育に活用ください。

近畿地方整備局ホームページ
<https://www.kkr.mlit.go.jp/>

